

関東農政局中間技術検査実施細則

第1 目的

この細則は、関東農政局中間技術検査実施要領（以下「中間技術検査要領」という。）第3条（中間技術検査の方法）に基づき中間技術検査の実施に必要な運用事項を定める。

第2 対象工事

中間技術検査の対象工事は、当初契約金額が1億2千万円以上かつ工期が6ヶ月以上の工事、あるいは契約担当官等が必要と認めた工事とする。

ただし、別表－1「中間技術検査を省略できる工事」に掲げる工事については中間技術検査を実施しないことが出来る。

第3 実施時期

中間技術検査の実施時期は、完成検査又は、既済部分検査の実施時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とし、別表－2「中間技術検査の実施時期」を参考に決定するものとする。

第4 実施回数

中間技術検査の実施回数は、原則として次による。

- 1 当初契約金額が1億2千万円以上または工期が13ヶ月未満の工事は1回とする。
- 2 当初契約金額が2億円以上かつ工期が13ヶ月以上の工事は2回以上とする。ただし、中間技術検査の対象となる工事内容が、同一の工種かつ同一断面等の場合は1回とすることができる。
- 3 中間技術検査の実施時期と既済部分検査の実施時期が重なる場合は、中間技術検査に替えて既済部分検査を行うものとする。

第5 検査の内容

中間技術検査は、中間技術検査の申請があった日までの出来形を対象として、関係書類に基づき工事の実施状況、出来形及び品質について、次により技術的な検査を行うものとする。

- 1 工事の実施状況の検査は、出来形管理、品質管理、その他の実施状況に関する記録と、契約書、仕様書、図面、その他関係書類を対比し、土木工事にあつては「土木工事検査技術基準別表第1」、施設機械工事等にあつては「施設機械工事等検査技術基準別表第1」により行うものとする。
- 2 工事の出来形及び品質の検査は、原則として実地で行うものとし、位置、出来形寸法、品質及び出来ばえについて、契約書、仕様書、図面、その他関係書類と対比し、土木工事にあつては「土木工事検査技術基準別表第2」、施設機械工事等にあつては別表－3「施設機械工事等中間技術検査基準」により行うものとする。

第6 中間技術検査と完成（既済部分）検査との関係

完成（既済部分）検査は、契約により受ける給付の完了の確認（給付の完了の前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事の既済部分の確認を含む）のため行う検査で、「会計法」等に基づき実施するものであり、この中間技術検査は、公共工事の品質確保のため、第3に規定する時期までに完成した出来形部分について、技術的検

査を行うもので、給付の完了の確認の対象としない検査である。

また、中間技術検査で確認した出来形部分については、その後の状況の変化や、受注者の管理状況等から再度の技術的確認が必要な場合を除き、完成検査又は既済部分検査時の確認を省略することができる。

第7 中間技術検査の契約図書への記載

中間技術検査の対象工事は、特別仕様書に記載するものとする。

第8 工事の成績評定

技術検査職員は、中間技術検査を実施したときは、関東農政局工事成績等評定実施要領に準じて評定するものとする。

附則

この細則は、平成18年4月27日から適用する。

別表-1

中間技術検査を省略できる工事

工 種	内 容
ほ場整備工事	暗渠排水工事、客土工事
農道工事	購入桁が主たる橋梁上部工工事、舗装修繕工事（舗装打ち替え、切削オーバーレイ）
水路工事	鉄筋コンクリートU型等の二次製品水路、土水路
河川及び排水路工事	単純護岸工事
管水路工事	パイプライン布設（φ500mm以下）工事
畑かん施設工事	パイプライン布設（φ500mm以下）工事、付帯施設工事
干拓工事	浚渫のみの単一工種工事
海岸河川工事	消波ブロック等の製作工事
整備工事	管理施設の場内整備工事
用排水ポンプ設備工事	1台あたり吐出量が12m ³ /min以下で全揚程80m以下、かつ1機場全体で低圧受電となるポンプ製作据付工事
河川水路用水門設備工事	扉体面積が10m ² 以下で開閉方式がラック、スピンドル式であるスライドゲート、ローラーゲート製作据付工事
水管橋設備工事	単径間でパイプビーム形式の水管橋製作据付工事
鋼橋工事	工場仮組立の省略が可能な鋼橋製作架設工事
電気通信設備工事	情報処理設備を含まない電気通信設備工事、特別高圧又は高圧受電設備を含まない電気設備工事
その他の施設機械工事	鋼製付属設備製作据付工事、塗装工事、管水路に設置されるバルブ製作据付工事

別表－２

中間技術検査の実施時期

工 種	内 容
ほ場整備工事	・ 基盤造成が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了した時
農用地造成工事	・ 主要工種の施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了した時
農道工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 橋梁下部工の基礎工完了時又はコンクリート打設一部完了時 ・ 舗装工の路盤が 1 / 2 程度完了時又は完了時 ・ 橋梁上部工（鋼橋）の架設作業の初期段階又は仮組立時 ・ 橋梁上部工（コンクリート橋）の架設作業の初期段階又はコンクリート打設一部完了時 ・ 農道トンネルの支保工完了時又は覆工コンクリート打設一部完了時
水路トンネル工事	・ 支保工完了時又は覆工コンクリート打設一部完了時
水路工事	・ 主要工種の施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了時
河川及び排水路工事	・ 主要工種の施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了時
管水路工事	・ 主要工種の施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了時
畑かん施設工事	・ 主要工種の施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了時
干拓工事	・ 主要工種の施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了時
海岸河川工事	・ 基礎工完了時又は主要工種の施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了時
頭首工工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 堰柱の基礎工完了時又はコンクリート打設一部完了時 ・ 管理橋の架設作業の初期段階又は仮組立時
フィルダム工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎地盤掘削完了時点又は基礎処理完了時 ・ 堤体盛立一部完了時
コンクリートダム工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎地盤掘削完了時又は基礎処理完了時 ・ コンクリート打設一部完了時
施設機械工事	・ 工場製作完了時（仮組立時含む）、現場据付時（据付基礎金物の取付時点、接合後等）
電気・通信設備工事	・ 工場製作完了時（性能試験時含む）、現場据付時
その他 （上記に該当しない 構造物）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多工種にわたる工事については、主たる工種の項目で実施 ・ 構造物の基礎工完了時 ・ 鉄筋組立完了時 ・ 構造物の埋戻前 ・ 変化点が明瞭でない工事については、主要工種の施工が 1 / 3 ～ 1 / 2 程度完了時

施設機械工事等中間技術検査基準

施設機械工事等における中間技術検査は、工場製作に係るものにあつては次に掲げる出来形検査、品質検査により行い、現場据付に係るものにあつては「施設機械工事等検査技術基準別表第-2」により行うものとする。

I. 出来形検査

1. 用排水ポンプ設備

工種	検査内容	検査時期	規格値	検査の対象
用排水ポンプ設備	主ポンプ	工場製作完了時	施設機械工事等施工管理基準第2項直接測定による出来形管理1用排水ポンプ設備「管理基準値」による	施設機械工事等施工管理基準第2項直接測定による出来形管理1用排水ポンプ設備「測定基準」による
	主原動機			

2. 水門設備

(1) 河川水路用水門設備

工種	検査内容	検査時期	規格値	検査の対象	
3方水密ローラゲート	扉体	工場仮組立時	施設機械工事等施工管理基準第2項直接測定による出来形管理2水門設備「管理基準値」による	施設機械工事等施工管理基準第2項直接測定による出来形管理2水門設備「測定基準」による	
	戸当り				扉体の全幅 扉体の全高 水密ゴム受座から主ローラ踏面までの距離 基準点对角長の差 主ローラ支間 純径間
4方水密ローラゲート	扉体				
	戸当り				扉体の全幅 扉体の全高 水密ゴム受座から主ローラ踏面までの距離 基準点对角長の差 主ローラ支間 純径間 呑口高さ
シェル構造ローラゲート	扉体				
	戸当り				扉体の全幅 扉体の全高 扉体の厚さ 水密ゴム受座から主ローラ踏面までの距離 主ローラの支間距離 底面版の傾斜角度 ゲートリップの長さ 起伏扉吊金物中心間隔 起伏部扉体全幅 起伏部扉体高さ 主ローラレール桁高さ 主ローラ踏面板の幅 戸溝の幅
起伏ゲート	扉体				
	戸当り				扉体幅 扉体高さ 扉体側部の幅(厚み) 側部戸当り平面度
	開閉装置				油圧シリンダ全長 設置角度
開閉装置	ワイロープウインチ式				
				フレーム長 フレーム幅 フレーム高さ	

		ドラムギアの中心距離 シーブ中心間距離 左右ドラムの直径差 ドラムの幅			
	ラック式	ラック全長 ラック幅 ラック高さ			
	スピンドル式	スピンドル長 スピンドル有効ねじ長 スピンドル径			

(2) ゴム引布製起伏ゲート

工 種		検 査 内 容	検 査 時 期	規 格 値	検 査 の 対 象
ゴム引 布製起 伏ゲート	ゴム袋体	長さ 幅 厚さ	工場仮組 立時	施設機械工事等施工 管理基準第2項直接測 定による出来形管理2 水門設備「管理基準 値」による	施設機械工事等施工管 理基準第2項直接測定 による出来形管理2水 門設備「測定基準」によ る

(3) ダム用水門設備

工 種		検 査 内 容	検 査 時 期	規 格 値	検 査 の 対 象
クレスト ラジアル ゲート	扉体	トニオンピン水平度 トニオンピンの通り 扉高 底部と側部の直角度 主桁高さ 主桁間隔 脚柱取付部間隔 トニオンボスの幅	工場仮組 立時	施設機械工事等施工 管理基準第2項直接測 定による出来形管理2 水門設備「管理基準 値」による	施設機械工事等施工管 理基準第2項直接測定 による出来形管理2水 門設備「測定基準」によ る
	戸当り	底部戸当りの長さ			
	アンカレッジ	トニオンガーダ全長 トニオンガーダ高さ トニオンガーダ幅 テンションビーム全長 テンションビーム取付幅 テンションビーム寸法			
高圧 ローラ ゲート	扉体	扉体全幅 扉体全高 主桁及び端部桁高さ 基準点对角長の差 主ローラ間距離 主ローラから扉体下端ま での距離 主桁間隔 底部の曲がり 扉体の平面度			
	戸当り	呑口幅 呑口高 水密幅 水密高			
小容量 放流 ゲート・ バルブ	高圧スライドゲート (HPSG) ジェットローゲート(JFG)	扉体高 扉体の厚さ 戸溝の幅 ケーシング高さ ボンネットカバーの高さ 上流側ケーシング長さ 下流側ケーシング長さ			

		ケーシング幅 シールリング口径			
小容量 放流管	放流管	単位管長 管経 補剛材の間隔	工場仮組 立時	施設機械工事等施工 管理基準第2項直接測 定による出来形管理2 水門設備「管理基準 値」による	施設機械工事等施工管 理基準第2項直接測定 による出来形管理2水 門設備「測定基準」によ る
	トランジション管	管長 管経 管高			
	分岐管	管経 分岐角度			
直線多 段式 ゲート	扉体	扉体幅(a) 扉体高 主桁の高さ 端縦桁の高さ 主ローラ中心間距離 主ローラから扉体下端ま での距離			
	戸当り	純径間			
円形多 段式 ゲート	扉体	扉体高さ 扉体内径 制水蓋の外径			
開閉装置		ワイロープウインチ式 ラック式 スピンドル式			

3. 除塵設備

工 種	検 査 内 容	検査時期	規格値	検査の対象	
レーキ 形回動 式	本体	工場仮組 立時	施設機械工事等施工 管理基準第2項直接測 定による出来形管理3 除塵設備「管理基準 値」による	施設機械工事等施工管 理基準第2項直接測定 による出来形管理3除 塵設備「測定基準」によ る	
	スクリーン				全幅 全高 スクリーンパーピッチ
	レーキ				全幅
	補助スクリーン				全幅 スクリーンパーピッチ
ネット形 回動式	本体	ハウジングフレーム上部幅 ハウジングフレーム下部幅 ハウジングフレーム上部全長 ハウジングフレーム下部全長			
	止水板	フレーム上部幅 フレーム下部幅 フレーム全高 止水板幅 止水板高			
搬送設 備	水平コンベヤ 傾斜コンベヤ	フレーム長 フレーム幅 フレーム高			
貯留設 備	ホツパ	本体寸法 架台幅 架台長 支柱長 ゲート最下点までの高さ			

4. 鋼橋上部工

工 種	検 査 内 容	検査時期	規格値	検査の対象
鋼橋上部工	全長・支間長 主桁・主構の中心間距離 主構の組立高さ 主桁・主構の通り 主桁・主構のそり 主桁・主構の橋端におけ 主桁・主構の鉛直度 現場継手部のすき間 平面对角線長	工場仮組 立時	施設機械工事等施工 管理基準第2項直接測 定による出来形管理4 鋼橋上部工「管理基準 値」による	施設機械工事等施工管 理基準第2項直接測定 による出来形管理4鋼 橋上部工「測定基準」に よる

5. 水管橋上部工

工 種	検 査 内 容	検査時期	規格値	検査の対象
水管橋上部工	全長及び支間長 製作キャンパー 補剛部材の高さ 桁、トラスの中心間距離 補剛部材の鉛直度	工場仮組 立時	施設機械工事等施工 管理基準第2項直接測 定による出来形管理5 水管橋上部工「管理基 準値」による	施設機械工事等施工管 理基準第2項直接測定 による出来形管理5水 管橋上部工「測定基準」 による

II. 品質検査

1. 共通

工 種	検 査 内 容	検査時期	規格値	検査の対象
各工種	材料検査 溶接検査 塗装検査	工場製作 時	施設機械工事等施工 管理基準第4項品質管 理の1共通～8水管理 制御システムの各項目 に示す機器部品関係、材 料等管理、溶接管理及 び塗装管理の「判定基 準値」等による	施設機械工事等施工管 理基準第4項品質管理 の1共通～8水管理制 御システムの各項目に 示す機器部品関係、材 料等管理、溶接管理及 び塗装管理の「測定基 準」等による

2. 性能・機能、外観検査

(1) 用排水ポンプ設備

工 種	検 査 内 容	検査時期	規格値	検査の対象
ポンプ設備	性能検査	工場製作 完了時	施設機械工事等施工 管理基準第4項品質管 理2用排水ポンプ設備 4性能機能管理「判定 基準値」による	施設機械工事等施工管 理基準第4項品質管理 2用排水ポンプ設備4性 能機能管理「測定基準」 による

(2) 河川水路用水門設備、ダム用水門設備

工 種	検 査 内 容	検査時期	規格値	検査の対象
水門設 備	開閉装置	工場製作 完了時	施設機械工事等施工 管理基準第4項品質管 理3水門設備4機能管 理「判定基準」等による	施設機械工事等施工管 理基準第4項品質管理 3水門設備4機能管理 による
	小容量放流ゲート・バルブ			
	内燃機関			
	扉体			
	開閉機 (ワイロープウインチ式)			

(3) 除塵設備

工種	検査内容	検査時期	規格値	検査の対象	
除塵設備	駆動装置 (電動機)	電流 電圧 回転数	工場製作 完了時	施設機械工事等施工 管理基準第4項品質管 理4除塵設備4機能管 理「管理基準値」による	施設機械工事等施工管 理基準第4項品質管理 4除塵設備4機能管理 「測定基準」による
	レーキ (レーキ・ネットスクリーン)	掻揚速度			
	コンベヤ	移動速度			
	ホッパ (カッタゲート)	開閉状況			
	試運転	起動試験 始動停止条件 保護装置			

(4) 電気設備

工種	検査内容	検査時期	規格値	検査の対象	
電気設備	配電盤類 高圧閉鎖配電盤 低圧閉鎖配電盤 高圧電動機盤 コントロールセンタ 監視制御盤 継電器盤 操作盤	機構動作試験 シーケンス試験 商用周波耐電圧試験	性能試験 時	施設機械工事等施工 管理基準第4項品質管 理7電気設備3機能管 理「管理基準値」による	施設機械工事等施工管 理基準第4項品質管理 7電気設備3機能管理 「測定基準」による
	変圧器	交流耐電圧試験			
	直流電源装置 (整流器)	機構動作試験 シーケンス試験 耐電圧試験			
	UPS電源装置 (インバータ、切替装 置)	機構動作試験 シーケンス試験 耐電圧試験			
	予備発電装置	始動停止試験 保安装置試験 シーケンス試験			
	発電機単体	絶縁抵抗測定 商用周波耐電圧試験			

(5)水管理制御システム

工 種	検 査 内 容	検査時期	規格値	検査の対象	
水管理 制御シ ステム	(情報処理設備) 1.データ処理装置	単体試験 (1)データ収集 (2)データ処理 (3)表示・印字処理 (4)制 御 (5)異常処理	性能試験 時	施設機械工事等施工 管理基準第4項品質管 理8水管理制御システム 3機能管理「管理基準 値」による	施設機械工事等施工管 理基準第4項品質管理 8水管理制御システム3機 能管理「測定基準」によ る
	2.入出力処理装置	単体試験 (1)データ入出力 (2)接点入出力 (3)アナログ入出力 (4)シリアル入出力			
	3.機能組合せ試験Ⅰ	ソフトウェア機能 (1)データ収集 (2)データ処理 (3)表示・印字処理 (4)制 御 (5)異常処理 ①装置異常 ②システム異常 ③停電・復電機能			
	(監視操作設備) 1.操作卓	制御動作試験 表示計測動作試験 異常処理動作試験			
	2.監視盤	単体試験 表示計測動作試験			
	3.大型表示装置	単体試験 機能試験			
	4.警報表示盤	単体試験 (1)表示計測動作試験 (2)異常処理動作試験			
	(情報伝送設備) 1.データ転送装置	単体試験 データ入出力試験			
	2.入出力中継装置	単体試験 データ入出力試験			
	3.対孫局中継装置	単体試験 データ入出力試験			
	4.機能組合せ試験Ⅱ	システム機能 (1)制御動作試験 (2)表示計測動作試験 (3)特殊動作試験 (4)異常処理動作試験 (5)保守用通話試験			
	(雨水テレメータ・放流 警報設備[河川管理 用]) 1.放流警報装置	単体試験 機能試験			
	2.無線中継装置	単体試験 機能試験			
	3.機能組合せ試験Ⅲ	システム機能 (1)制御機能試験 (2)表示機能試験 (3)記録試験			
	(総合組合せ試験)	総合組合せ試験 (1)制御・操作 (2)表示・警報 (3)計 測 (4)電源異常処理			